

地価税法（平成三年法律第六十九号）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一～十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十五項（定義）に規定する取引所有価証券市場（同条第十三項に規定する証券会員制法人が開設するものに限る。）</u>、<u>商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場（同条第六項に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）</u>の用に直接供されている土地等</p> <p>十九～二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十二項（定義）に規定する取引所有価証券市場</u>、<u>商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する金融先物市場の用に直接供されている土地等</u></p> <p>十九～二十五（略）</p>